

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和2年第2回水戸市議会臨時会において当委員会に付託されました議案第122号の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

本案については、本日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

- 1 議案第122号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし、別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた、バス及びタクシーを運行する交通事業者の感染症対策の取組への支援に要する費用，ごみ集積所の散乱防止用ネットの配布に要する費用，ケーズデンキスタジアム水戸やアダストリアみとアリーナなどのスポーツ施設及び水戸芸術館へのAIサーマルカメラの設置に要する費用，まちの元気創出に向けた，スポーツフェスティバル及び音楽祭の開催に要する費用，地域経済の回復を目指し，営業自粛を余儀なくされたライブハウスや劇場等の芸術文化施設の活動継続の支援に要する費用，梅まつり期間中に路線バスの利用を促進する費用について，それぞれ補正措置を講じるものであります。

このうち，各施策の趣旨や支援の対象，交付の手続き等について，AIサーマルカメラの仕様や運用方法等について，種々質疑応答を重ねた後，委員から，「芸術文化施設の活動継続支援については，給付対象を明確にされたい」，「新型コロナウイルス感染症対策であることに鑑み，各施策の速やかな執行に努められたい」等の意見が出されました。

この後，採決の結果，全会一致をもって，原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第122号（ただし，別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和2年7月15日

水戸市議会議長 安 藏 栄 様

総務環境委員会

委員長 小 泉 康 二